

鳴尾村、大庄村、武庫村、立花村、園田村の3市13ヶ町村をもって上水道事務を共同管理するため、「阪神上水道市町村組合」が設立された。基本計画としては水源を淀川に求め、1963(昭和38)年を目途として給水人口を百万人と定め、一人当たりの給水量を平均180ℓ、最大給水量を270ℓとし、これを2期に分けて第一期(昭和12年着工、昭和16年完成、昭和17年4月より給水開始)を50万人分とし、残り50万人分を第二期工事(昭和22年着工予定)とした。

神戸市の上水道はその4分の3をこの阪神水道企業団から山麓部を走る2本の送水管に頼っていたが、1995(平成7)年の阪神・淡路大震災以後は、人口の急増と災害時の断水経験に鑑み、別に並行して口径2.4mの大容量送水管を従来水路のバイパスとして大深度地下に設置したが、その立坑の1つが石屋川公園内にある。

下水道に関しては、1965(昭和40)年頃までは家庭用の下水道が無かったため、各家庭の便所は月2回の汚物汲み取りのポンプ車に頼るか、家庭ごとに浄化槽を設けて処理をする必要があった。神戸市では1951(昭和26)年より全市の下水道普及に努め、1994(平成6)年には97.4%の普及を見ている。東灘区下水処理場は内陸部に2ヶ所、沿岸部に4ヶ所ある。御影町地域は分流式で污水管と雨水管が整備されて東灘処理場に接続されているが、昭和50年代にはすべて工事が終わった。

第5章 ● 神戸市との合併

(1) 6ヶ町村合併調査委員会

戦後、神戸市は有馬郡有馬町など北部3ヶ町村、明石郡伊川谷村など西部7ヶ町村の市域編入を完了したが、既に神戸都市計画地域に編入されていた東部5ヶ町村の市域編入は1922(大正11)年以来の願望で、国際貿易港神戸の将来を考えれば何時までも放置できぬ問題であった。また別の事情として戦災のため神戸市人口が40万以下に落ち込んでいたが特別市制に必要な人口50万に増やしたい考えがあった。

一方、5ヶ町村にとっては1938(昭和13)年の水害で被害を受けた上、戦災で大きな打撃を受け、インフレーションとも相俟って各町村は復興財源に苦慮していた。

そんな事情のなか1947(昭和22)年1月、神戸市は魚崎町役場で東部5ヶ町村の合併に関する公聴会を開催した。

その直後2月6日、5ヶ町村に芦屋市を加えて6市町村で合併調査委員会が結成されたが、神戸市との合併よりも6市町村の合併による新市構想(これも仮称甲南市)が論ぜられた。その背景には神戸市との合併よりも地域の主体性を重んじたいという気持ちが一部の人々の頭にあったからで、6市町村は旧菟原郡に属し、古くから互いに交渉多く、人情風俗を同じくし、極めて因縁の深い関係にあった。

この委員会の御影町委員は市川茂三郎、千足愛三郎、引田樟一、小川瑳五郎の4氏。この委員会は約1年続き、10回の委員会が開かれたが、1947(昭和22)年12月、神戸市の関助役から合併について構想を説明したい旨改めて各町村に申し入れがあった。

1948(昭和23)年1月24日、魚崎町役場で5町村長、神戸市小寺

市長、関助役、斉藤助役らが参集し、神戸市より東部5ヶ町村合併についての構想が説明され、芦屋市はオブザーバーとして出席した。

この頃より甲南市か神戸市との合併が悩んでいた各町村も利害を検討の結果、神戸市との合併に傾いていったようで、1948（昭和23）年3月12日の神戸市会で飛田昌久議員が「東部5町村の合併はどのようになっているか？」との質問に、小寺謙吉市長は次のように説明している。

「東部合併問題では昨年末から奔走しております。3ヶ町村が決意されたようですが、残りの2ヶ村は目下研究中ということでもあります。芦屋市が取り残されたような形ですが、この際大神戸市についたらどうかということも聞いております。識者の意見では東部は大阪と神戸へ、尼崎は大阪に合併されるであろうし、西宮は神戸を望むだろう。そして阪神二大都市ということで、すべての行政が区画され、お互いの生活が共通のものとなって利益を受けるであろうと予測しています。東部の合併は勝田市長の時代にも、またその後にも計画されながら容易に実現しませんでした。ただいまそれが進行中で、非常に希望に満ちているということをご了承願いたいのであります。」

初の公選市長小寺謙吉氏は就任以来東部5ヶ町村合併促進に情熱を傾けてこられたが不幸にして1949（昭和24）年9月急死された。

公選2代目首長になった原口忠次郎市長は助役時代から小寺市長を助けて共に施策を推進してきたこともあり、就任後も合併には積極的だった。一方、関係3町村側も次第に小異を捨てて合併に舵を切ってきた。

(2) 御影など3町村が神戸市合併を議決

時期尚早を理由に一旦足踏みしていた御影町、住吉村、魚崎町の3町村は神戸市との合併に決意し、1950（昭和25）年3月3日、兵庫県に対する上申書に調印、4月1日実施と決めて県へ上申した。

同時に神戸市に於いても「神戸市と武庫郡御影町、同住吉村、および同魚崎町合併の件」（第177号議案）が上程された。原口忠次郎市長の説明のあと、中野文門議員が「東部隣接町村合併の機運が熟し、本議案が上程されるに至ったことは市当局ならびに議員各位の努力のたまもの」と前提し、次のような賛成意見をのべ、全員が起立して原案を可決した。

中野文門議員「そもそも神戸市と隣接町村とは沿革からも、人情、地形、交通、産業、あるいは港湾の機能発揮のうえからみて密接不離の関係にあり、これが行政組織を一にし、住民相携えて共に繁栄、発展していくべき宿命にあったのであります。今日まで個々に分かれて存続してきたこと自体がむしろ不思議であったのであります。これによって多年の念願としてきた国際海運都市として確固たる基盤を有することになり、実に感慨無量なものがあり、各位とともに真の喜びとするところであります。」

なお、御影町など3ヶ町村の編入は、1950（昭和25）年3月24日県から認可の告示があり、予定通り同年4月1日に合併は実現した。

さて、こうした、神戸市と御影町の合併に関し、当時、御影町の町会議員であった藤井大心氏は、『うはらの歴史再発見』の中で、次のように述懐している。神戸市との合併に関し、「町会議員の中にも神戸市合併に反対する人もいて、結構もめましたね。最終的に神戸市合併と言う事になったときに、合併反対派から議員のリコール（解職請求）運動を起こされまして、そのための署名運動をしてそれを町長に出したんですが、今度は合併賛成派が反対にリコール取り消しの運動を行ったんです。結局、賛成派が反対派を大分上回って、結局リコールはうまくいかず、神戸市と合併と言う運びになったのです。」と語り、御影町でも町会議員を中心に神戸市合併についての激しい議論が起こったことを伺うことができる。また、藤井氏は町会議員として復興担当の委員を務めたことで、復興に関する神戸市との関係について「当時、私は町会議員で戦災復興委員を

やっています、空襲で御影の町が8割ほど焼けていますから、町を復興するには財源がないので神戸市に合併して復興をやらせようかということを考えていたんです。御影公会堂も空襲で火が入っておりますし、それも修復しなければなりません。そうすると、何とか合併して神戸市に復興をやらせようということで、合併条件としてその当時の2,000万円を神戸市に要求したんですよ。でも、神戸市もあちこちやられているので神戸市そのものも復興しないといけないから2,000万円は出せないと言われました。そのかわり、御影町には12地区（東明、浜石屋、上石屋、西之町、中之町、東之町、弓場、中御影、西御影、平野、郡家、西平野）ありますから、12地区の会館の整備費として1カ所50万円ずつ計600万円を、神戸市が出すと言ったので、神戸市合併にみんな賛成してしまったんですよ。」と語り、御影町でも激しい議論となった合併問題に決着をつけた大きな要因が、神戸市からの復興支援金によるところが大きかったと指摘している。また、町議会における神戸市との合併に関する議論では「七分が賛成、三分が反対といったところでしょうか。（中略）私は復興委員をしていましたので、復興のための財源を何とかしないといけないと考えていましたので神戸市に合併して財源を確保しようと思ったわけです。神戸市との合併に関しては、賛成派だったのですが、その他の物事については、私は僧侶ということもあって中道を歩むという意味で、中立の立場をとっていたのです。当時、町会議員は26人いましたが、そのうち七、八人が合併に反対だったように思います。」と回想し、町議会内部でも、4分の1程度が合併に反対していることを打ち明けた。さらに、当時の一般の町民が合併に関してどのような思いであったかについて「空襲で町もたくさん焼かれてしまい、一般の人たちは一日一日の生活をしていくだけで大変な時期でしたので、神戸に付くのがいいとか、あるいはそれは駄目だとかを考える余裕はなかったみたいです。神戸市に合併して、それから町が復興してからは、み

なさんも合併してよかったなと思ったみたいですよ。」と語り、一般の町民は、合併問題にまで関心を持つ余裕までなかったことを示唆した。

(3) 神戸市と御影町、住吉村、魚崎町の合併覚書

覚 書

神戸市（以下市という）と武庫郡御影町、住吉村、魚崎町の三ヶ町村（以下町村という）との合併に関してはその実施後市において左記各項を誠意をもって履行することに関し、市町村当事者の協議が調ったので、その協定の正確なことを証し、所定の手続きを為すことを確約するため、本書四通を作成し市町村長署名捺印の上、各々その一通を保有するものとする。

昭和25年3月3日

神戸市長	原 口 忠次郎
御影町長	市 川 茂三郎
住吉村長	富 永 義 尚
魚崎町長	山 路 久治郎

記

一 行政

- 1 三ヶ町村をもって一行政区（以下単に区という）を設置し、区役所を設けること。区役所の位置は三ヶ町村協議の上決定すること。区役所を設置しない町村には、住民の日常生活に不便をかけないよう出張所を設けること。区長の選任については、地元の意向を十分尊重すること。

- 2 区及び各町村（以下単に各地区という）の地区に行政協議委員会を設置し、覚書の履行その他合併後の行政運営について、市と住民の意志の連絡協調を図ること。
- 3 町村職員は引き続き市に於いて採用し、給与待遇等に関しては、町村の在職年数を通算すること、なお、市は当分の間、本人の意志に反し転勤を行わないこと。
- 4 合併した町村長であった者、及び合併当時町村会議員であった者、並びに満八年以上町村会議員であった者は、終身市会議員待遇者とする。

二 保健、衛生

- 1 区内に保健所を設置すること。
- 2 区内に総合市民病院を設置すること。
- 3 塵芥については一応現状のまま運営し、将来は旧市内の焼却場を全面的に利用するよう順次切り替えるものとし、尿尿についても当分は現状のままとし、将来は市の責任において処理すること。なお運搬車その他諸設備を拡充整備すること。
- 4 上水道の整備については、人口の増加、給水普及率の向上等を勘案して、充分の給水が出来るよう阪神上水道の第二期拡張工事によるほか、地下水脈等を研究の上、住吉川からの取水設備を増強し、配水池の増置、配水管の増設をすること。
- 5 墓地については適当な場所に二か所以上設けること。
- 6 下水道は、神戸市下水道計画に基づいて実施することとし、とりあえず現在の支障ある個所については早急に応急措置を講ずること。

三 産業、経済

- 1 区内適当な場所に中央市場分場を設置すること。
- 2 灘銘酒の醸造の向上発展に資する施設を設けると共に、

これを阻害するような施設をせぬよう措置すること。

- 3 庶民金融のため区内の適当な場所に公設質屋を早急に設置すること。

四 土木、交通

- 1 戦災復興については、各地区内に既定合体事業計画に基づいて、政府の方針に変更のない限り、そのまま踏襲すること。
- 2 表六甲治水事業は、既定の計画に基づいてなるべく早急に実現を期し、水害防止に努力すること。
- 3 市電と阪神電鉄国道線との相互乗り入れについて会社側と交渉し、その実現を図ること。
なお市電將軍通線を道路新設に伴い、区の東端まで開通すること。
- 4 市バスについては、国道線、浜手幹線（旧国道）は夫々会社と交渉し、区の東端まで開通を図り、南北線、循環線についても早急実施すること。

五 警察、消防

- 1 警察は区内に一署とし、警察吏員を増員し、各種警察装備及び警察吏員派出所を整備増強して、警察力の強化を図ること。
- 2 消防は区内に一署とし、人員機材の整備充実を図り消防力を強化すること。なお、現在の消防団の運営については、各地区の現状を尊重すること。

六 その他

- 1 現在の部落有財産はそのまま存続すること。
- 2 道路工事に伴う受益者負担金の賦課に当たっては、著しい受益のある外は、これを賦課しないこと。
- 3 合体したため、住民の負担を特別に重くしないこと。
- 4 合体以前に各地区において計画または実施中の事業は、

市においてこれを引き継ぎ必ず実施すること。

- 5 将来六甲山南麓一帯に大学、図書館、博物館、美術館、動植物園等を集め、文化施設地帯とすること。
- 6 六甲山開発計画を早急に樹立し、山上縦走循環道路、遊歩道その他施設の完備を図ること。

以上

合併覚書事項



(神戸深江生活文化史料館提供)



神戸市と御影町の覚書



神戸市と武庫郡御影町、住吉村及び魚崎町の覚書事項

(4) 神戸市と御影町の覚書

神戸市は御影町など3町村と合体覚書を交わしたが、これとは別に各町村と覚書を交わし、御影町とは以下の覚書を交換した。

覚書

一. 教育・文化

本県教育の発祥地である町の性格に鑑みて諸般の教育施設の充実に特別の考慮を払うこと。

- (1) 県立御影高等学校の学区は現在の区域として、将来生徒の収容に支障を来さないよう考慮すること。
- (2) 中学校の建設工事は一部既に完成しているが、なお生徒の収容に支障があるので教室（8室）講堂等（プールを含む）の増築を昭和25年度において完成すること。
- (3) 小学校は戦災復旧を促進し、とりあえず早急に鉄筋校舎の外壁塗装を施行し、引き続き体育館の復旧工事を昭和25年度に着工、早急に完成すること。

なお、昭和25年度に於いて山手方面の希望敷地に早急に第二小学校を新設することとし、児童の収容千人以上を目途とすること。

- (4) 中学校、小学校の通学区域は将来とも町の区域のみに止めること。
- (5) 幼稚園は昭和25年度において児童250名（一部保育所）程度のを希望敷地に新設すること。
- (6) 公会堂は昭和25年度に於いて復旧し、地階一部（北側4室）を町内諸団体の占用に供し、二・三階は区の公民館として利用する。その他の各室については町内諸団体の使用を優先的取扱とし、使用料は半額以下に減免する

こと。

なお、公会堂使用条例の内容については別途協議すること。

(7) 公民館には図書室、集会室、娯楽室を急速に整備すること。

(8) 元兵庫師範学校跡の一部に神戸大学の一部を誘致すること。

二. 保健・衛生

(1) 診療所は現在のものを早急に整備・拡充し、昭和25年度において外科および歯科を増設し、実費診療を行うこと。

(2) 公営浴場入浴料金は現状維持とすること。

(3) 公営葬儀は現在の町営設備拡充を図り、料金は現状維持とすること。

(4) 墓地は適当個所に新設し、現在のものを移転することとし、差し当たり昭和25年度において早急に土地買収を行うこと。

(5) 下水道は市の下水道計画に基づいて実施すること。現在支障ある個所については早急に応急措置を講ずること。

三. 社会

(1) 庶民住宅は敷地等を考慮し順次建設すること。

(2) 授産場及び託児所を新設すること。

四. 産業・経済

(1) 将来人口の増加に伴って公設市場を新設すること。

(2) 銘醸地である町の特性に鑑みて、阪神電鉄以南の酒造地帯の設定については特別の考慮を払うこと。

(3) 酒造研究所を町地区内に早急設置すること。

(4) 港湾拡充計画については地元特に酒造業者の意見を尊重するよう委員会を組織する等適當の措置を講ずること。

五. 土木・交通

(1) 戦災復興都市計画事業は市の計画と平行し町既定の計画期間内に完成すること。

(2) 石屋川、天神川の復旧については早急完成に努力すること。玉利川は上流を目下市の戦災復興事業で実施中であるから工事は引き続き下流に向かって実施すること。

(3) 御影公園には児童遊戯場、野球場、庭球場等の体育諸設備を、児童公園には児童遊戯施設及び休憩設備を夫々早急に完備するとともに付近の緑化を計ること。

(4) 深田池公園は市において背後地域を早急に取り入れて本格的に公園化する一面、非常用水として維持管理に努めること。なお、同公園敷地は市において合併後直ちに買い上げること。

(5) 石屋川緑地帯については緑化を図ると共に、遊歩道、休憩所等適當の施設を完備すること。

(6) 幅員6m以上の道路及び商店街のアスファルト舗装は早急に着手し順次完成すること。特に御幸線については最も急速に実施すること。

(7) 石屋川国道以北に、昭和25年度において諸車の通行に便ならしめるため、橋梁1箇所新設し既設橋梁の架け換えを実施すること。

(8) 戦災によって一時休止している国鉄踏切の復旧促進を図ること。

(9) 阪神電鉄御影駅に西出口を設置するよう努力すること。

六. 警察・消防

(1) 町内に警察署派出所4ヶ所増設すること。

(2) 消防団の施設整備のため消防ポンプ2台を新規購入し、その維持運営についても遺憾なきを期すること。

七. その他

- (1) 上御影地区事務所はそのまま存続することとして吏員を増員すること。
- (2) 登記所の復旧については法務府と協議して善処すること。

以上

東灘区の発足を報ずる新聞
—昭和25年4月1日—
(東灘区役所提供)



神戸市合併調印式
—昭和25年3月3日—
(東灘区役所提供)



(5) 東灘区の発足

1950 (昭和25) 年 3月27日、神戸市より未決定だった区の名称などにつき次の回答があった。

- ① 区の名称は東灘とする。
- ② 区役所は取りあえず御影町役場に設置する。
- ③ 出張所を旧各町村に設置する。
- ④ 区長は市吏員より任命するもこの際区次長1名を置くこととし、特に地元の事情に通ずる者を任命する。
- ⑤ 消防署及び保健所は区行政協議委員会にはかりその位置を定める。

1950 (昭和25) 年 4月11日、元御影町役場で東灘区役所の開所式を挙行され正式に東灘区が発足した。

区名決定については3ヶ町村でいろいろ議論されたがなかなか結論が出ず、やむなく市長一任となって東灘区と決定した。灘の生一本で知られた灘五郷の中心だから、何とか「灘」を使いたいという関係者の希望は強かった。ところが、既に西に灘区があり昭和6年から名乗っていたので、やむなく東の灘の東灘区となった。

東灘区御影町発足と同時に旧町職員は全員神戸市職員となったがその数は一般職員73名、水道関係4名、教育委員会12名、計89名だった。

(6) 本山村・本庄村の合併

神戸市が合併の手を差しのべていた東部5ヶ町村のうち、武庫郡本山村と本庄村は1948 (昭和23) 年8月神戸市の合併申し入れと同時に各村会内に委員会を設けて合併に関し調査研究に着手していたところ、翌24年2月に隣接の芦屋市から一市2村の解体、合併の申し入れを受けた。この2村は芦屋市と隣接していたので伝統的に芦屋と関係が深く、3市村で芦屋警察事務組合を作り、共同で自治体

警察も設置していた。このため神戸市との合併話は紛糾し、本山村では賛否を問う住民投票を行い、辛うじて賛成派が勝った。また本庄村では反対派による村会解散請求のリコール運動もあったが成功しなかった。かくして両村では村民の意見取りまとめ中に、御影町など3ヶ町村の神戸市編入が具体化するにおよび、両村でも俄かに神戸市との合併気運が熟し、1950（昭和25）年7月14日にいたり、本山、本庄両村が相ともに合併を議決した。

そこで神戸市では7月24日臨時市会を開き、「神戸市と武庫郡本山村および同本庄村合併の件」を上程、審議した。合併条件は御影町の場合と同様で、満場一致で可決、同日正式調印を終え、関係者が県へ上申書を提出した。

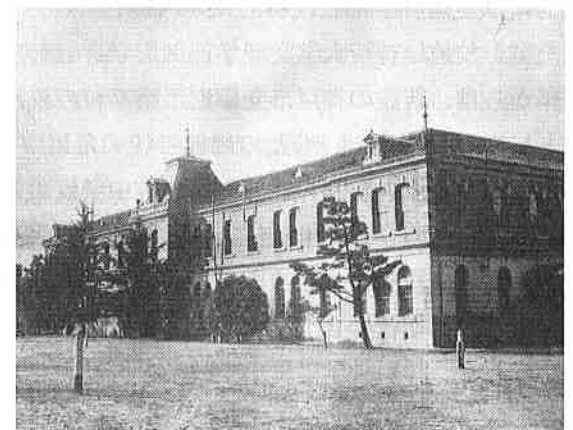
こうして本山、本庄両村の神戸市編入は1950（昭和25）年10月5日県会の議決をへて同月7日知事告示、10月10日合併は実現した。

第6章 ● 教育

(1) 御影師範学校（現・神戸大学発達科学部）

御影町では1899（明治32）年3月、師範学校を現県庁の地より御影町の阪神電車北側の地2万4千坪に誘致した。当時の建築費30万円の巨費を投じたもので、赤レンガの近代ルネッサンス式洋風建築は周辺を威圧したという。この時、御影町は町の尋常、高等小学校を師範学校学生の教育実習校として児童、校舎共に提供した。その条件として町の就学児童全員を今後全てこの附属小学校に入学させる事とし、町は一町村一校制の免除を受けた。従って、この世代の御影町民は全員附属小学校の卒業生である。

1900（明治33）年には、兵庫県第一師範学校と改称（姫路にあった師範学校を兵庫県第二師範学校と称した）し、さらに1901（明治34）年には兵庫県御影師範学校と改称した。当時の御影師範学校は学生サッカーが盛んで、1917（大正6）年第1回全国フットボール大会（現・全国高等学校サッカー選手権大会）に優勝して以後、1923年まで無敵の七連覇を果たした。御影師範では、この地に移転した1899年にア式蹴球部（サッカー部）が創設されており、これが、日本では最初となる日本人だけのサッカーチームだと言



御影師範学校